

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2024年1月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2024年2月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年2月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  <u>(特例措置)</u>                      3 2024年2月1日から2024年4月30日までの間に光ネットサービス契約(品目が1Gb/sまたは10Gb/sのものに限る)の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の新規契約またはコース1への光電話サービスの種類の変更を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。                      (1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び付帯サービスに関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。                      (2) 他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p>	